

パブリックビジネス研究会

～ 指定管理者制度導入による新規市場拡大のために～

企画提案書 2004年4月

株式会社三菱総合研究所
地域政策研究センター

1. 研究会の開催趣旨

産・官・学・民の連携による新しい公共サービスを生み出す取り組みとして、PPP（Public Private Partnership）への注目が高まっています。民活、PFI、アウトソーシングなどの導入に続き、昨年9月の自治法改正により「指定管理者制度」が導入され、公共施設を純粋な民間企業によって運営することが可能になりました。

指定管理者制度の導入により、これまで自治体の直営や財団法人等で運営されていた公共施設の運営は民間企業の運営へと切り替わり、民間企業にとって大きなビジネスチャンスとなる市場が創出されます。既にいくつかの自治体では指定管理者制度の導入検討が始まっており、この4月以降、本格的に動き出すことが予想されます。

しかしながら「指定管理者制度導入による市場はどの程度まで拡大するのか」「市場参入を有利に進める条件は何か」など、新規市場創出を有利なビジネスチャンスとするための処方箋は不透明なのが実態です。

株式会社三菱総合研究所では、これまで公共が担ってきた事業領域において新規ビジネス（「パブリックビジネス」と定義）の開拓を望まれている民間企業の皆様とともに「パブリックビジネス研究会」を設立することにいたしました。本研究会では、企業の皆様と共に、パブリックビジネスという新規市場の拡大、さらには官民連携による行政の効率化と公共サービスの向上に貢献していくことを目指して行きます。

2. 指定管理者制度の概要と影響

(1) 指定管理者制度の特徴

地方自治法で改正された指定管理者制度の特徴は以下のとおりです。

	旧制度 (管理委託制度)	新制度（H15年9月より） (指定管理者制度)
委託先	・自治体の出資団体に限定（3セクや財団）	・民間（株式会社）やNPOを含め幅広く可能（個人は対象外）
選定方法	・特定の団体への委託が可能	・原則として公募し、選定委員会で決定
業務の範囲や権限	・委託契約の範囲に限定。 ・施設の利用許可権限なし	・管理を幅広く代行 ・施設の利用許可権限を持つ ・利用料金を自らの収入として収受可能

(2) 指定管理者制度とPFI法の違い

民間を活用した公の施設の管理手法として、既にPFI法が制定され、全国で多数導入されています。しかし、PFI法適用事業は、基本的に施設整備と維持管理・運営等を一括して民間を活用して実施するもので、民間事業者は施設整備のための資金調達が必要でリスクが大きいため、参入できる企業は限られます。また地方自治体にとっても、事業選定の負担が大きいため、導入される事業は限られます。

一方既存施設の維持管理、運營業務に適應される指定管理者制度は、施設整備が伴わないため、事業参入のリスクが小さく、運営事業者を中心に多様な事業者の参入が見込めます。事業選定の負担は小さいため、地方自治体にとっても容易に導入することが可能で、今後大きく広がる可能性があります。

	指定管理者制度のみ適用事業	PFI法適用事業
1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の運営・維持管理が原則 <p><u>初期投資の必要少なく、参入リスク小さい</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に施設整備・運営・維持管理を一括で実施 <p><u>初期投資を伴い資金調達必要・リスク大きい</u></p>
2 事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 複数年の契約が可能であるが、投資を伴わないため、事業期間は比較的短い <p><u>柔軟な契約期間の設定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 投資に見合う資金回収に必要な長期の契約 <p><u>10年以上の長期間の設定</u></p>
3 事業者選定の負担	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を前提にするため、公民の役割分担が比較的容易なため事業選定の双方の負担は小さい <p><u>事業規模が小さくても対応可能</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設計画以外にも、法務・財務等多岐にわたって詳細に事業条件を定めるための負担が大きい <p><u>一定の事業規模が必要</u></p>
4 想定される民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設、文化施設、福祉施設、コミュニティ施設、観光施設など運営ノウハウを持った多様な事業者 <p><u>運営ノウハウを持つ多様な事業者、中小企業も事業者も参入可能</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ゼネコン、商社等の多額の資金調達が可能な事業者が中心企業 必要に応じて施設整備・運営企業でコンソーシアム <p><u>大企業や実績を持つ事業者に限定</u></p>

3. 研究会の概要

パブリックビジネス研究会は、以下示すように大きく3点の特長が挙げられます。

(1) 地方自治体の指定管理制度導入に関する情報のご提供

指定管理者制度の概説

制度の特徴、および地方自治法に規定されている事項についてまとめ、ご提供します。

自治体の指定管理者制度の導入意向

全国の地方自治体に対し、制度の導入状況、導入意向等についてアンケート調査を実施し、その結果をご報告いたします。

指定管理者制度に関する市場動向

全国の地方自治体が管理する施設を抽出し、アンケート調査結果等をもとに分野別の市場規模を試算し、その研究成果をご提供します。

先進事例にみる指定管理者制度の特徴

既に導入されている事例について、導入した自治体および受託した民間企業へヒアリング調査等を実施し、契約条件、事業者の選定におけるポイント、課題、将来展望等を整理し、その研究成果をご提供します。

(2) 民間企業からみた指定管理者制度導入に対する提言のとりまとめ

民間企業からみた指定管理者制度の導入に関する課題

先進事例研究結果や現状の法制度の制約、参加企業による議論等をもとに、民間企業からみた制度導入の課題を整理します。

民間企業の新規ビジネス参入方策

先進事例や今後の制度導入の動向をもとに、民間企業からみた新規ビジネス参入のポイントをわかりやすくご提供します。

民間企業による指定管理者制度に対する提言

民間企業からみた制度導入に対する課題、さらには国や全国の自治体に対する要望を本研究会の提言としてとりまとめ、プレスリリースします。合わせて、弊社発行の機関誌(「自治体チャンネル」)、ホームページ等を活用し、研究会に参加された指定管理制度導入に関心をもつ民間企業の活動をアピールするご支援をします。

「自治体チャンネル」の概要

- ・1988年6月創刊。
- ・雑誌4,000部(全国約3,100の全自治体に最低一部漏れなく無料配布。配布先部署は企画系中心)
- ・メールマガジン登録700人
- ・WEBサイト15万PV/月

(3) 地方自治体及び民間企業間のチャンネルづくり

国・地方自治体とのチャンネルづくり

研究会の講師として、国・自治体の職員を招くとともに、弊社が受け入れている自治体職員との意見交換など、国・自治体との情報交換・チャンネルづくりをご支援します。

新規ビジネス参入を考える民間企業間のチャンネルづくり

研究会に参加された企業間での交流など、新規ビジネスに参入を考える民間企業同士のチャンネルづくりをご支援します。

4. 研究会のスケジュール

(1) スケジュール

5月14日(金)	参加申込締切
5月28日(金)(予定)	第1回研究会
7月初旬	「自治体チャンネル」を通じた第1回情報発信
7月16日(金)(予定)	第2回研究会
8月6日(金)(予定)	第3回研究会
8月初旬	研究成果プレスリリース
9月初旬	「自治体チャンネル」を通じた第2回情報発信
9月24日(金)(予定)	第4回研究会

(2) 各研究会での検討・報告内容(案)

第1回研究会

- PPP(官民連携)の動向
- 指定管理者制度の概要説明
- 指定管理者制度の動向
 - ・ 指定管理者制度導入事例の紹介
- 先進自治体の動向
 - ・ 自治体担当者による講演

第2回研究会

- パブリックビジネス市場の展望
 - ・ 自治体チャンネルアンケート調査結果の報告
 - ・ 分野別地域別にみた公共施設の整備状況
 - ・ 自治体における指定管理者制度導入意向
 - ・ 自治体における計画策定の有無(施設名、契約年数、契約形態、選定方法等)
 - ・ 制度導入にあたっての課題
- 指定管理者制度の動向
 - ・ 国の担当者による講演予定

第3回研究会

- 先進事例詳細調査結果の報告
- 民間企業による参入方策
 - ・ 民間企業担当者による意見交換
- 指定管理者制度の導入方法
 - ・ 選定方法
 - ・ 契約条件
- 行政（国・自治体）への提言のまとめ
 - ・ 民間としての要望事項

第4回研究会

- プレスリリース結果の報告
- 自治体チャンネル掲載結果の報告

また、随時、懇親会を開催いたします。

5 . 事務局体制

プロジェクト責任者	地域政策研究センター長	川村 雅人
プロジェクトリーダー	同主席研究員	鎌形 太郎
	同主任研究員	椿 幹夫
	同主任研究員	小野 由理
	同研究員	西松 照生

6 . 研究会参加方法

(1) マルチクライアント方式

弊社が研究テーマ（今回はパブリックビジネス）および研究内容に関して企画提案書をつくり、研究参加者の皆様からいただいた参加費用をファンドとして研究成果を共有化するプロジェクト方式です。

(2) 研究期間

2004年5月～9月の5ヶ月間

(3) 研究参加費用

1社1口 50万円（消費税は含みません）とします。

(4) 成果物

- 各研究会での資料3部
- 最終報告書3部
- 自治体チャンネル5ヶ月分(2004年5月~9月)×3部
(本研究会に関する記事には、参加企業の名前も掲載します)
- 研究成果のエッセンスは弊社ホームページにも掲載

(5) 研究会参加者の義務

参加研究成果を社外へ発表する場合には、弊社との協議を必要とします。なお、弊社がパブリックビジネスに関して社会的関心を高めるため、研究成果の一部を公表する場合があります。

7. 主な想定参加企業

本研究会に参加が想定される主な企業は以下の通りです。

- 公益企業(電力会社、ガス供給会社等)
- 民間鉄道会社
- 建設会社
- ビルメンテナンス会社
- 警備会社
- フィットネス・スポーツクラブ事業者
- 舞台技術・ホール運営関連会社
- 書籍販売会社
- 展示・装飾会社
- 飲食・宿泊事業者
- 福祉関連事業者
- サービスマネジメント会社
- 人材活用を検討される事業者
- その他

(1) 主な公共施設の設置状況

		箇所数
学校	合計	38,081
	公立小学校	23,559
	公立中学校	10,384
	公立高等学校	4,138
保育所	合計	23,598
	市町村立	14,175
	上記以外	9,423
幼稚園	合計	14,274
	市町村立	5,811
	上記以外	8,463
老人ホーム	合計	7,173
	養護老人ホーム	947
	特別養護老人ホーム	4,651
	軽費老人ホーム	1,575
都市公園等		98,248
公営住宅等 (単位は戸数)	合計	2,171,532
	都道府県	928,636
	市町村	1,242,896
県民・市民会館、公会堂	合計	3,107
	都道府県	181
	市町村	2,926
図書館	合計	2,659
	都道府県	65
	市町村	2,594
博物館	合計	663
	都道府県	145
	市町村	518
体育館	合計	5,954
	都道府県	196
	市町村	5,758
野球場	合計	4,089
	都道府県	161
	市町村	3,928
プール	合計	4,671
	都道府県	258
	市町村	4,413

資料：「平成14年版公共施設状況調」(財団法人地方財務協会)

(2) 指定管理者制度の導入例

自治体名	状況
北海道北見市	・ 地区住民センター、コミュニティプラザ、福祉会館、ファミリーランド、公園、プール等の施設について、指定管理者制度を導入。
宮城県仙台市	・ 新設の子育て支援施設について指定管理者制度を導入し、NPOを管理者に指定。
東京都中野区	・ 宮園保育園、宮の台保育園について指定管理者制度を導入し、社会福祉法人、株式会社を管理者に指定。
神奈川県川崎市	・ 川崎シンフォニーホール、南部斎場について、指定管理者制度を導入。 ・ 下作延中央保育園について、指定管理者制度を導入し、管理者を公募。
神奈川県横浜市	・ 地区センター、福祉保険活動拠点、地域ケアプラザ、救急医療センター、市立港湾病院の指定管理者導入で条例改正。 ・ 磯子区民文化センターについて、指定管理者制度を導入し、管理者を公募。
愛知県名古屋市	・ 児童館、福祉会館、コミュニティセンター等の41施設について、指定管理者制度を導入し、管理者を指定。
石川県金沢市	・ 金沢テクノパーク運動公園、卯辰山公園健康交流センターについて、指定管理者制度を導入。
大阪府	・ 府立体育館について指定管理者制度を導入し、民間事業者を管理者に指定。
大阪府大阪市	・ 青少年文化創造ステーションについて指定管理者制度を導入。
大阪府堺市	・ のびやか健康館等の施設について指定管理者制度を導入。
岡山県倉敷市	・ 国民宿舎市内3施設について、指定管理者制度を導入。

(3) 地方自治法における公の施設に関する条文の抜粋

第10章 公の施設

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第 138 条の 4 第 1 項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関 (指定管理者を含む。) がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求 (第 1 項に規定する審査請求を除く。) があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求 (第 1 項に規定する審査請求を除く。) に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

注：条文が改正された文言に下線。

お問合せ先

〔本件の内容に関するお問い合わせは・・・〕

株式会社三菱総合研究所 地域政策研究センター

担当：西松・小野・鎌形

e-mail nishimat@mri.co.jp / TEL 03(3277)0784 / FAX 03(6277)3463

〔その他営業に関するお問い合わせは・・・〕

株式会社三菱総合研究所 事業企画センター営業開発グループ

e-mail eigyo@mri.co.jp / TEL 03(3277)0515 / FAX 03(3277)0520

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6 三菱総合研究所ビル